

奈良文化女子短期大学長期履修学生規程

第1条 奈良文化女子短期大学学則（以下「学則」という。）第35条第1項及び第2項に基づき、長期履修学生にに関して必要な事項を定める。

第2条 長期履修学生の在学期間を3年以上6年以内とする。

第3条 長期履修学生の授業料等納付金は別表のとおりとする

第4条 入学時の履修計画を変更する必要がある場合は、所定の期日までに学長に願出するものとする。

2 前項の願出については、教授会の議を経て許可を得なければならない

3 変更の時期は4月とする

4 変更の許可された者は、指定された期日までに別途必要な授業料等納入金を納めなくてはならない

第5条 長期履修学生については、この規定に定めるもののほか学則を準用する。

別表（3年履修の場合）

費目	前期納入分	後期納入分	1年次納入金
入学金	200,000円	—	200,000円
授業料	233,680円	233,680円	467,360円
教育充実費	99,840円	99,840円	199,680円
実習費	16,400円	16,400円	32,800円
合計	549,920円	349,920円	899,840円

※上記のほかに後援会費等の諸費用があります。